

平成29年第6回教育委員会定例会  
(3月31日開会)

台東区教育委員会

○日 時 平成29年3月31日(金) 午後2時3分から午後3時42分

○場 所 教育委員会室

○出席委員

教 育 長	矢 下 薫
教育長職務代理者	末 廣 照 純
委 員	樋 口 清 秀
委 員	高 森 大 乗
委 員	垣 内 恵美子

○説明のために出席した事務局職員

事 務 局 次 長	神 部 忠 夫
庶 務 課 長	岡 田 和 平
学 務 課 長	前 田 幹 生
児 童 保 育 課 長	上 野 守 代
放課後対策担当課長	柴 崎 次 郎
指 導 課 長	屋 代 弘 一
教育改革担当課長 (兼 教育支援館長)	小 柴 憲 一
生涯学習課長	小 川 信 彦
スポーツ振興課長	廣 部 正 明
中央図書館長	齊 藤 明 美
事務局副参事	山 田 安 宏

○日 程

日程第1 議案審議

- 第14号議案 東京都教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則の一部を改正する規則
- 第15号議案 東京都台東区教育委員会の権限に属する区立学校職員の勤務等に係る事務の委任に関する規則の一部を改正する規則
- 第16号議案 東京都台東区教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則
- 第17号議案 東京都台東区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則
- 第18号議案 東京都台東区幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

第19号議案 東京都台東区立幼稚園保育料条例施行規則の一部を改正する規則

第20号議案 東京都台東区教育委員会教育長の権限に属する事務の一部委任についての一部改正について

第21号議案 東京都台東区学校職員服務取扱規程の一部改正について

第22号議案 東京都台東区学校職員出勤簿整理規程の一部改正について

第23号議案 旅館業営業許可に関する教育委員会の意見聴取について

第24号議案 台東区教育委員会事務局及びその他教育機関の人事について

## 日程第2 教育長報告

### 1 協議事項

#### (1) 庶務課

ア 公益財団法人台東区芸術文化財団が実施する事業に対する後援について

#### (2) 指導課

イ NPO法人キッズフリマが実施する事業に対する後援について

### 2 報告事項

#### (1) 庶務課

ア 平成29年度台東区教育委員会事務局及びその他教育機関の人事について

イ 「区長への手紙」等にかかる教育委員会の対応について

ウ 後援名義使用について

#### (2) 学務課

エ 東京都台東区保育所等保育料条例施行規則の一部改正について

#### (3) 放課後対策担当

オ こどもクラブの定員変更について

#### (4) 指導課

カ 平成29年4月1日付教職員異動状況について

キ 平成29年度 始業式・終業式の日程の変更について

### 3 その他

午後2時33分 開会

○矢下教育長 ただいまから、平成29年第6回台東区教育委員会定例会を開会いたします。

本日の会議録署名委員は、垣内委員にお願いいたします。

それでは、会議に入ります。この際、あらかじめ会議時間の延長をいたしておきます。

それでは、ここで傍聴についてお諮りいたします。

本日の教育委員会に提出される傍聴願については、これより許可いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○矢下教育長 ご異議ございませんので、傍聴については許可いたします。

#### 〈日程第1 議案審議〉

第14号議案

第15号議案

第17号議案

第18号議案

第20号議案

第22号議案

○矢下教育長 それでは、日程第1、議案審議に入ります。

各議案の提案理由及び内容について、事務局各課ごとに説明をお願いします。

はじめに、第14号議案を議題といたします。

なお、関連する第15号議案、17号議案、第18号議案、第20号議案及び第22号議案についても一括して議題といたします。

指導課長、説明をお願いします。

○指導課長 それでは、まず第14号議案を説明するに当たりまして、先に関連となります第17号議案、東京都台東区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則についてご説明申し上げます。

本案は、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律と、当該改正による、東京都台東区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の改正に伴い、育児休業等の対象となる子の範囲の拡大、職員の超過勤務の制限の適用範囲の拡大、育児参加休暇の新設、介護休暇の分割取得、介護時間の新設について改正するものでございます。

なお、この後ご説明いたします4本の議案につきましても、改正理由、改正期日は同じでございますので、この後の説明においては割愛させていただきますので、ご了承を願います。

それでは、改正内容についてご説明いたします。

恐れ入りますが、17号議案、新旧対照表の1ページをご覧ください。

第8条第1項につきましては、育児休業など子育てに関する休暇や勤務制限の対象となる子の範囲を拡大するための文言の定義づけを行うものでございます。これまでの法律上の親子関係がある実子及び養子に加え、特別養子縁組の監護期間中の子及び養子縁組里親に委託されている子が対象となったため、子育て及び介護を理由とした深夜勤務制限に関する本条文の各項にて、その範囲を明文化したものでございます。

1枚おめくりいただきまして、2ページをご覧ください。

第2項第4号についてでございます。こちらは、深夜勤務の制限の請求があったものの、制限開始日の前に請求したものの状況に変化があった場合に、その請求がなかったものとみなすということの規定する条文でございますが、先ほどの子の範囲の拡大に伴う事例を新設したものでございます。

次に、第9項でございます。3行目となりますが、こちらは先ほどの子の定義とは別に、介護に関する制度の対象となる要介護者を、2週間以上にわたり介護を必要とする1の継続する状態にある者に限ると定義づけをいたしております。

3ページをご覧ください。

第8条の2でございます。こちらの改正は、これまで育児を行う職員を対象とした残業の免除制度を、介護を行う職員にも適用するためのものでございます。その他、子の範囲の拡大等による文言の修正がございます。

第10項は、先に議決されました条例の改正条文を引用するための文言修正でございます。4ページをご覧ください。

第22条につきましては、これまで本条文で使用されていた「生児」という文言を「子」に改め、他の育児に関する制度と同様に対象の範囲を拡大して取り扱うものでございます。

5ページをご覧ください。

第23条の2につきましては、育児参加休暇制度の新設をするものでございます。産前・産後の配偶者がいる男性職員を対象に配偶者の負担軽減を図るとともに、育児参加のきっかけとするための休暇制度で、日又は時間を単位として、5日以内で取得できるものでございます。

6ページをご覧ください。

第29条の3につきましては、先の条文で要介護者の定義づけを行いましたことに伴う文言の修正を行うものでございます。

続きまして、ページ下部の第30条、介護休暇に関する改正でございます。育児介護休業法の改正に伴い、これまでは最初に取得した日から180日の期間内でしか取得することのできなかつた介護休暇を、期間に制限なく通算180日まで、3回まで分割して取得することができるよう定めるものでございます。

第2項から8ページの第8項までは、介護休暇を必要とする期間を指定期間と保証し、その定めについて規定を行うものでございます。

第9項及び第10項、最初の指定期間を経ても、なお介護を必要とする状態が継続している場合の指定期間の延長について定めるものでございます。

第12項、介護時間との調整を定めるものでございます。

続いて、10ページをご覧ください。

第14項の文言修正及び第16項の新設は、人事院の規則改正を踏まえ、介護休暇の自由確認及び介護休暇の申請に対する承認について改正を行うものでございます。

第30条の2、介護時間の新設でございます。これまで、介護に関する休暇には、5日間の短期の介護休暇と先ほどの30条に当たる長期の介護休暇がございましたが、この二つの制度の利用終了後は、介護を理由に利用できる休暇制度はございませんでした。こちらは現行の制度に加えて、勤務時間の初めまたは終わりにおいて30分を単位として1日上限2時間まで取得できる休暇制度を新設するものでございます。取得期間は、介護を必要とする1の状態につき3年以内となります。

11ページ、下部をご覧ください。

付則でございます。本規則の施行日は平成29年4月1日でございます。

1枚おめくりいただき、12ページをご覧ください。

第2項から第7項において、育児介護休業法改正施行日である平成29年1月1日から本規則施行日までの間に、改正に係る各制度の対象者に不利益が生じないよう補完するための経過措置を設けるものでございます。

第17号議案についての説明は以上でございます。

次に、第14号議案、東京都教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則の一部を改正する規則についてご説明申し上げます。新旧対照表をご覧ください。

第2条第1項第7号の引用条文に、第18条の2第1項を加え、教育長への委任事項に、区立学校職員の介護時間の承認を追加いたします。同じく、同第31号の引用条文に、第18条の2第1項を加え、幼稚園教育職員の介護時間の承認を追加いたします。

第14号議案についての説明は以上でございます。

次に、第15号議案、東京都台東区教育委員会の権限に属する区立学校職員の勤務等に係る事務の委任に関する規則の一部を改正する規則についてご説明申し上げます。新旧対照表をご覧ください。

第6号の引用条文に、介護時間に関する第16条の2を加え、教育長への委任事項に介護時間の承認を追加いたします。

第15号議案についての説明は以上でございます。

次に、第18号議案、東京都台東区幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則についてご説明申し上げます。

こちらは、庶務課からの提出議案でございますが、関連する議案となりますため私から説明をさせていただきます。

具体的な改正内容の前に、勤勉手当の算出方法についてご説明いたします。

勤勉手当は、基本となる額に支給月数や欠勤等日数に応じた割合を乗じて算出するものでございます。本案は、この欠勤等日数の計算する上での介護時間の取り扱いを定めるものでございます。

それでは、新旧対照表をご覧ください。

第5条第5項につきましては、介護時間により勤務しなかった時間を欠勤等日数に合算するよう定めるものでございます。

第5条第7項につきましては、介護時間又は部分休業により勤務しない時間について、換算した日数が30日を超えない場合は欠勤等日数に合算しない旨を定めるものでございます。2ページをご覧ください。

付則でございます。第2項にて、介護を理由に職務専念義務を免除されたことにより、勤務しない時間がある場合の欠勤等日数の算定には、改正後の第5条第5項の規定は適用しない旨を定めております。

第18号議案についての説明は以上でございます。

次に、第20号議案、東京都台東区教育委員会教育長の権限に属する事務の一部委任についての一部改正についてご説明申し上げます。新旧対照表をご覧ください。

幼稚園長及び幼保連携型認定こども園長に対する委任事項に、介護時間の承認を追加いたします。

第20号議案についての説明は以上でございます。

次に、第22号議案、東京都台東区学校職員出勤簿整理規程の一部改正についてご説明申し上げます。

本規定の主な改正点は2点でございます。1点目は、介護時間及び育児参加休暇の新設に係る改正。2点目は、一般職非常勤職員に適用される項目の明文化でございます。

恐れ入りますが、新旧対照表をご覧ください。

まず、第2条でございます。本規程の対象となる職員を定める条文でございますが、第3号の「地方公務員法第17条の規定に基づき任用される非常勤職員」の次に「以下「一般職非常勤職員」という。」を追加いたします。

次に、別表でございます。まず、1点目の介護時間及び育児参加休暇の新設に係る改正箇所について、ご説明申し上げます。

2ページ目をご覧ください。

第22項の育児参加休暇の対象者を示す「（県費負担教職員のみ）」表記を「（一般職非常勤職員を除く。）」に改めることで、幼稚園教育職員もその対象に加えるものでございます。

次に、第34項を新設し、介護時間について定めるものでございます。こちらの制度の対象は、県費負担教職員及び幼稚園教育職員となりますので、対象を示す表記を「（一般職非常勤職員を除く）」としております。

次に、改正点の2点目に関する事項でございます。恐れ入りますが、1ページ目にお戻り

いただき、第2条第3号を再度ご覧ください。

平成27年4月1日付改正にて一般職非常勤職員が本規定の対象となりましたが、現行の条文ではどの項目が一般職非常勤職員に適応される項目なのか明文化されておられませんでした。育児介護休業法の改正に関連した部分ではございませんが、この度改正を行い、明文化を図ることといたしました。

別表をご覧ください。

1ページ目の第4項及び第6項等各項について、対象の職員を示す括弧書きの表記の改正を行い、それぞれの項目に該当する職員を明文化したものでございます。

第22号議案についての説明は以上でございます。

以上の議案につきまして、よろしくご審議の上、議決賜りますようお願いいたします。

○矢下教育長 ただいまの説明につきまして、何かご質問はございますでしょうか。

○樋口委員 質問なのですが、県費というのは、この県がないこの区における使い方としては、どういう定義をされているのですか。

○指導課長 いわゆる東京都の場合では、都費という形でご理解を賜ればと思います。

○樋口委員 これは一般用語で、県費と言うのですか。

○指導課長 はい、一般的に県費負担教職員という言い方をしております。

○高森委員 法律の理解は非常に難しいものが多いですけれども、これは当該の先生方は、この説明をご自分で理解しなければいけないのでしょうか。それとも、どこかでこういったことを説明していただく機会があるのでしょうか。

○指導課長 私たちが直接、教職員にということはありませんが、これは管理職並びに事務職に携わる職員には十分に理解をしていただく必要がありますので、十分な理解を図ってまいります。

○樋口委員 介護時間は、これは口頭での申請で認められるのですか。

○指導課長 そこは職員の必要に応じた申告で承認するように図っております。

○高森委員 書類を出してもらうような形でやるのですよね。

○指導課長 申請書等につきましては、様式が定められており、その申請書を用いて申請をするという形になっております。

○樋口委員 例えば、介護をするための移動時間も含まれるのですか。

○指導課長 当然、往復等にかかる必要な所要時間についても必要な時間としております。

○高森委員 17号議案の添付の最後のところに様式が載っているのですけれども、この様式を使って申請するのだと思いますが、様式の4、新旧両方ありますが、深夜勤務制限・超過勤務制限請求書というのは、どのようになるのでしょうか。これは介護・育児休業法の中に、申請するためにはこの書類が必要だということなのでしょうか。

○指導課長 この様式の定めている、様式の根拠ということよろしいでしょうか。

○高森委員 これはどういったときに使われるのかということですね、根拠も含めて。

○指導課長 様式の根拠としては、これは区で定めている様式となっております。

この申請書につきましては、介護及び、いわゆる保育の事情があって、ご自身がいわゆる超過勤務・深夜勤務ができないという状況であるというときに、その承認を得るための申請書という意味合いになっております。

○高森委員 実際、学校の現場で、深夜勤務や超過勤務が常態化していることはないわけですよ。

○指導課長 はい。

○末廣委員 この一連の改正案というのは、教職員にとって、従来よりも全て有利な改正だということは言えるわけですよ。

○指導課長 はい。対象となる子の範囲が拡大されていること。また、育児休暇制度等の新設がなされているということで、従来の制度よりもさらに働く側の教職員が、育児・介護等をしやすくなるという制度でございます。

○高森委員 先生方が育児や介護の申請をして、それが通った場合に、そのときの学校の中の経営の部分では、当然、サポートをしていかなければいけない部分があると思いますが、そういったことも含めて、教育委員会として、何か注意しておかなければいけないことはありますか。

○指導課長 制度を利用すること自体が、周りへの遠慮であったり、また管理職等においてはそれを申し出にくいというような状況があってははいけませんので、現在も学校では適正に運用されていると考えておりますが、こういった制度の申請等に当たっては、学校長をはじめ教職員の十分な理解のもとに取得ができるように、準備を進めてまいりたいと考えております。

○樋口委員 私の弟も学校の教員をしておりますが、例えば、ある先生が介護休暇及びその他の休暇などで2年お休みをすると、当然、ほかの先生に負荷がかかってきて、弟は私立の教員ですけれども、一斉に結婚して出産があると、教員が1.5倍の授業をやらざるを得ないと言います。しかも、それでも給料は同じだったというのです。今の話は、当然それが起こり得ることだと思いますので、誰かに負担がかかるわけですね。そのあたりの手当の話を、今、高森委員がされたと思うのですが、そのことについてはどう考えていますか。

○指導課長 現在の実情としては、そこは当然、教員同士で分掌等の軽重をつけるであるとか、また、そういうフォローができる学年構成を組むであるとか、そういったことでの対応を図っております。

ただ、私たちも想定していないような、ほとんどの教職員が制度を利用するような、そのような状況が発生する場合については、やはり特別な対応を考えていかななくてはならないと考えております。

○樋口委員 大学の場合は、ある教員の代わりに授業を持つことになった場合には、その分については給料手当が出ます。それで一応調整しているわけです。今の話を聞くと、小学校、中学校においては、そういう手当がないということで理解してよろしいでしょうか。

○指導課長 はい。いわゆる給与面でのそういったものはございません。

○矢下教育長 実はなかなか大変なのです。

○樋口委員 大変ですね。

○矢下教育長 教員だけではなく、一般の事務でも実は同じことが起きているのです。ですから、一定のところまではみんなで頑張っていくしかない。人事に要求しても、すぐに人員を配置してくれるということはまずないですからね。現実ではたくさん起きています。

○高森委員 そうした状況があるから、なかなか権利を主張できないというようなことが、また起こってしまうのかもしれないね。

○矢下教育長 管理職ができるだけ取りやすい雰囲気をつくっていかないと、実際には権利があっても行使しにくい気がしますがね。

○樋口委員 そうですね。

○矢下教育長 よろしいですか。

(なし)

○矢下教育長 これより採決いたします。

本案については原案どおり決定いたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○矢下教育長 ご異議ございませんので、第14号議案、第15号議案、第17号議案、第18号議案、第20号議案及び第22号議案については原案どおり決定いたしました。

## 第16号議案

○矢下教育長 次に、第16号議案を議題といたします。

庶務課長、説明をお願いいたします。

○庶務課長 それでは、第16号議案、東京都台東区教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則についてご説明いたします。

本案は事務局の組織改正等に伴い、規定の整備を図るため提出したものでございます。

まず、組織改正の理由でございますが、教育保育施設の維持管理・保全につきましては、現在、幼稚園、小学校、中学校を庶務課が、こども園を学務課が、保育園、児童館、こどもクラブを児童保育課が担っております。これらの業務には類似する部分も多くございますので、より効率的・効果的に行っていくために、4月1日付でこれらの業務を庶務課で一元的に処理するためでございます。

それでは、新旧対照表をご覧ください。

改正の内容でございますが、第2条では、学校施設係を教育施設係といたします。また、第10条の庶務課のほうの第22号では、学校施設を教育施設といたします。同じく、第10条、児童保育課のほうでは、第9号を新たに設けます。新設をいたします、保育サービス事業

者の指導検査につきましては、これまで庶務課と児童保育課が合同で実施をしておりますでしたが、平成29年度より児童保育課で担当することになりましたので、新たに事務分掌として追加したものでございます。

付則でございますが、平成29年4月1日から施行といたします。

説明は以上でございます。

原案どおりご決定くださるよう、お願いをいたします。

○矢下教育長 ただいまの説明につきまして、何かご質問はございませんか。

(なし)

○矢下教育長 これより採決いたします。

第16号議案については原案どおり決定いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○矢下教育長 ご異議ございませんので、本案については原案どおり決定いたしました。

## 第19号議案

### 報告事項(2) 学務課 エ

○矢下教育長 次に、第19号議案を議題といたします。

なお、関連する教育長報告の報告事項、学務課のエについても一括して議題といたします。

学務課長、説明をお願いいたします。

○学務課長 第19号議案、東京都台東区立幼稚園保育料条例施行規則の一部を改正する規則についてご説明をいたします。

本案は、児童福祉法の一部改正に伴い、規定の整備を図るため提出するものでございます。

議案の次につけております、新旧対照表のほうをご覧ください。

本規則は、東京都台東区立幼稚園保育料条例の施行に関して必要な事項を定めているものでございますが、お示ししている規則第4条は、条例第1条第2項の規定を受けて定めているものでございます。その条例第1条第2項は、多子世帯における保育料を規定しておりますが、多子の人数を算定する際に、同一生計世帯に小学校3年生以下の児童又は幼稚園、その他教育委員会規則で定める施設等に在籍している児童を対象とすると定めております。この教育委員会規則にて定める施設というものを、この規則第4条で規定をしているというものでございます。

具体的には、規則に規定している「情緒障害児短期治療施設通所部」が児童福祉法改正によりまして、「児童心理治療施設通所部」に改められたため、本規則につきましてもそのように改めるものでございます。

最後に付則でございます。本規則は改正児童福祉法の施行日である本年4月1日としております。

第19号議案説明につきましては以上でございます。

よろしく原案どおりご決定いただきますよう、お願いをいたします。

続きまして、報告事項、学務課のエにつきましては関連いたしますのでご報告をさせていただきます。

本件につきましては、区の規則である、東京都台東区保育所等保育料条例施行規則が改正することにつきましてご報告するものでございます。資料は6でございます。

改正の内容につきましては、ただいま第19号議案においてご説明した内容と同様でございまして、規則第4条中に規定する文言の整理を図っているものでございます。

報告は以上でございます。

よろしくお願いをいたします。

○矢下教育長 ただいまの説明及び報告につきまして、何かご質問はございませんか。

(なし)

○矢下教育長 これより採決いたします。

第19号議案については原案どおり決定いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○矢下教育長 ご異議ございませんので、本案については原案どおり決定いたしました。

また、報告事項の学務課のエについても報告どおり了承をお願いいたします。

## 第21号議案

○矢下教育長 次に、第21号議案を議題といたします。

指導課長、説明をお願いいたします。

○指導課長 第21号議案、東京都台東区学校職員服務取扱規程の一部改正についてご説明申し上げます。

本案は、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の改正により、職場における妊娠・出産等に関する事由や育児・介護に関する制度の利用に起因する問題に対する雇用管理上の措置が義務づけられたことから、学校職員の服務事項に、女性職員の妊娠又は出産に関する事由に対するハラスメントの禁止。職員が育児や介護に関する休暇等制度の利用に対するハラスメントの禁止。さらに、左記の法改正の内容には含まれておりませんが、人事院からの通知等により努力すべき事項とされております、職務上の地位等を背景としたハラスメントの禁止を加えるものでございます。

それでは、改正内容についてご説明いたします。資料2枚目、新旧対照表をご覧ください

い。

第10条第2項を新設し、職務上の地位等背景としたハラスメントの禁止を定めるもの  
でございます。

次に、同第3項を新設し、女性職員の妊娠又は出産に関する事由に対するハラスメント  
の禁止を定めるものがございます。

次に、同第4項を新設し、職員の育児や介護に関する休暇等制度の利用に対するハラス  
メントの禁止を定めるものがございます。

以上3項を新設し、同条の見出しを「ハラスメントの禁止」と改めます。

この訓令は平成29年4月1日から施行するものがございます。

以上本案につきまして、よろしくご審議の上、議決賜りますよう、よろしくお願いいた  
します。

○矢下教育長 ただいまの説明につきまして、何かご質問はございませんか。

○樋口委員 ハラスメントには、セクシュアルハラスメント以外にパワハラなどがありま  
すが、そうしたものを全部一括して、ハラスメントと称してこの改正案を出されています  
か。学校現場での話がないような感じがするのですが、それについては別のところでやっ  
ているのですか。

○指導課長 これにつきましては、職員を対象としてしておりまして、いわゆるマタニテ  
ィハラスメント、それから、職員が育児や介護に関する休暇の制度等の利用の際に心配さ  
れる、いわゆるマタニティハラスメントという言い方をするそうですが、それが二つ目。  
三つ目として、いわゆるパワーハラスメント。この3点について、特に職員に対するもの  
として定めているものがございます。

○樋口委員 アカハラを入れておかなければまずいのでは。

○垣内委員 2項がパワハラなので、アカも入っていると解釈できるのでは。

○高森委員 いろいろなハラスメントがあるので、セクシュアルを除いたのはわかるので  
すが、第10条の「性的な言動」の語は、どう理解したらよろしいでしょうか。

○垣内委員 これは第1項なので、ここはセクハラ。2項がいわゆるパワハラ。3項がマタ  
ハラです。

○高森委員 それで第1項はセクハラを残してあるのですね。総則的なものではないので  
すね。

○垣内委員 全部残っています。ですから、一括でハラス系が入っているという、そのよ  
うに読めますが、違いますか。

○樋口委員 いやいや、これはきちんとやらないとまずいです。心配するのは、我々の大  
学はきちんと使い分けていて、例えば、ハラスメント委員会があって、それぞれ窓口が違  
います。

○高森委員 幾つぐらいあるのですか。

○樋口委員 セクハラとパワハラとアカハラと、三つは大体あって、それぞれ窓口がある

のですね。あとは、教員間や学生間の問題も。先輩後輩の関係の話とかね。それでハラスメントがある。

○指導課長 まず、この21号議案につきましては、学校の職員も対象となっているものがございます。ただ、当然、都の教育委員会から、そのサービスの通知であるとか、こういった中にはセクハラ等の禁止も当然含まれていたり、セクハラ担当窓口を設置することであるとか。当然、東京都の区立学校でありますので、都の教育委員会から定められているそういった通知や何かにつきましても、学校では徹底を図っているところでございます。

○矢下教育長 区の窓口は、セクハラ以外に増えましたか。

○庶務課長 ハラスメントの窓口は、区長部局の人事課と教育委員会の庶務課に設けてございますが、実際に私どものほうでこういう相談を受けているという実績は現在ございません。

ただし、一般的な職員のことと申し上げますと、セクハラだけですかパワハラだけというのではなくて、心の問題などと絡めてこころの相談みたいなことの中で出てくることは、多少生じているようには聞いております。

○矢下教育長 ただいまの説明につきましては、よろしいですか。

(なし)

○矢下教育長 これより採決をいたします。

第21号議案については原案どおり決定いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○矢下教育長 ご異議ございませんので、本案については原案どおり決定いたしました。

## 第23号議案

準備中

## 第24号議案

### 2 報告事項 (1) 庶務課 ア、(4) 指導課 カ

○矢下教育長 次に、第24号議案を議題といたします。

なお、関連する教育長報告の報告事項、庶務課のア及び指導課のカについても一括して議題といたします。

まず、庶務課長、説明をお願いいたします。

○庶務課長 それでは、第24号議案、台東区教育委員会事務局及びその他教育機関の人事についてご説明をいたします。

この案は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定に基づき提出したものでございます。

議案の裏面以降に、係長級以上の昇任・転入・転出等を記載しておりますのでご覧ください。

まず、昇任・転入等につきましては34名となっております、昨年と同数でございます。

また、2枚目の裏の最後のページになりますが、転出につきましては11名。退職が5名となっております、こちらもほぼ昨年と同数でございます。

続きまして、庶務課、報告事項のア、主任主事一般等の人事でございます。資料3をご覧ください。

まず、採用・昇任・転入等につきましては1枚目の表と裏になりますが、合計61名。2枚目の表になりますが、転出が18名。退職が12名。そして、最後のページになりますが、再任用が17名、再雇用が2名となっております。

詳細につきましては、後ほどご確認をいただきたいと存じます。

庶務課からは以上でございます。

○矢下教育長 次に、指導課長、報告をお願いします。

○指導課長 資料8をご覧ください。

平成29年4月1日付教職員人事異動状況についてご報告いたします。

1枚目につきましては、人事異動の総括的な数値となっております。

資料を1枚おめくりください。校園長の異動につきましては、この一覧のとおりとなっております。

項番3に、ご退職される校園長の先生方を記させていただいております。5名の定年退職を迎えられる校園長の先生方につきましては、平成29年度も引き続き現任校への再任用としての配置となります。2名の再任用をご退職される校長先生方につきましては、次年度の継続配置はございません。

また、資料をもう1枚おめくりください。副校園長等の異動はご覧のとおりです。

また、続きまして、右ページには、教育委員会指導主事等につきましては、転出・転入の状況をお示ししております。

また、その次のページ以降からは、4級職、主任教諭・教諭等の異動の状況となっております。

詳細につきましては、またご確認いただければと思います。

私からは以上でございます。

○矢下教育長 ただいまの説明及び報告につきまして、何かご質問はございませんか。

(なし)

○矢下教育長 これより採決いたします。

第24号議案については原案どおり決定いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○矢下教育長 ご異議ございませんので、本案については原案どおり決定いたしました。

また、報告事項の庶務課のア及び指導課のカについても、報告どおり了承願います。

## 〈日程第2 教育長報告〉

### 1 協議事項

#### (1) 庶務課 ア

○矢下教育長 次に、日程第2、教育長報告に入ります。

まず、協議事項を議題といたします。

事務局各課ごとに説明をお願いします。

はじめに、庶務課のアについて、庶務課長、説明をお願いします。

○庶務課長 それでは、公益財団法人台東区芸術文化財団が実施する事業に対する後援についてご説明いたします。資料1をご覧ください。

事業の名称は、「ミッフィーこどもミュージカル」、実施日時は平成29年8月10日、2回公演でございます。実施は浅草公会堂を予定しております。また、入場者等は2回公演で1,400名を見込んでおります。

事業の目的でございますが、世界中で愛されるミッフィーのミュージカルを開催することにより、0歳からの小さな子供と家族にミュージカルの体験と、音楽に親しむ機会を提供するとしております。

裏面をご覧ください。

入場料等でございますが、大人が1,800円と2,000円。子供は、800円と1,000円を予定しております。

また、台東区が後援することとなっております。

説明は以上でございます。

ご承認くださるよう、よろしく願いいたします。

○矢下教育長 ただいまの説明につきまして、何かご質問はございませんか。

(なし)

○矢下教育長 それでは、庶務課のアについては、協議どおり決定いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○矢下教育長 ご異議ございませんので、協議どおり決定いたしました。

#### (2) 指導課 イ

○矢下教育長 次に、指導課のイについて、指導課長、説明をお願いします。

○指導課長 それでは、資料2をご覧ください。

来る平成29年5月3日に、NPO法人キッズフリマが主催する、「MOTTA I N A I キ

「MOTTAINAIキッズフリーマーケット」が御徒町南口駅前広場にて開催されます。このMOTTAINAIキッズフリーマーケットは、環境キャンペーンの一環として行われ、リデュース・リユース・リサイクルの観点から、資源を大切に作る心の育成を図ることを目的としています。

本フリーマーケットは小学生以下を対象としており、購入者は小学生以下の子供たち。出展者は小学校3年生から6年生までの児童に限定しています。

出店側の児童は、収入、支出、利益を記す収支バランスシートを通してお金の動きを実践的に学ぶことができ、金銭教育の面からも有意義な活用であると考えております。

この活動は、平成23年度より各区市町村教育委員会の後援を得て、全国各地で開催されており、平成27年度末より、文部科学省の後援も得て開催されております。

今回、御徒町南口駅前広場での、MOTTAINAIキッズフリーマーケットの開催に際し、台東区教育委員会の後援名義の申請がございましたので、ご審議の上ご了承賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○矢下教育長 ただいまの説明につきまして、何かご質問はございませんか。

(なし)

○矢下教育長 それでは、指導課のイについては、協議どおり決定いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○矢下教育長 ご異議ございませんので、協議どおり決定いたしました。

## 〈日程第2 教育長報告〉

### 2 報告事項

#### (1) 庶務課 イ、ウ

○矢下教育長 次に、報告事項を議題といたします。

事務局各課ごとに報告をお願いします。

はじめに、庶務課のイ及びウについて、庶務課長、報告をお願いします。

○庶務課長 それでは、まずはじめに、「区長への手紙」等にかかる教育委員会の対応についてを資料4でご説明いたします。

2月分といたしましては、庶務課取扱分1件、スポーツ振興課取扱分1件となっております。

まず、庶務課取扱分でございますが、区立小学校の制服について、制服体操着ともに半ズボンのみであることが気にかかっている、長ズボンの採用について考えてほしいというご意見ございました。

スポーツ振興課取扱分でございますが、リバーサイドスポーツセンターの卓球場が混雑しているときの整理券制度をやめて、自由に練習できるようにしてほしいというご要望を

いただきました。

資料4については、以上でございます。

続きまして、台東区教育委員会後援名義使用について、資料5でご説明をいたします。

庶務課取扱分1件、指導課取扱分3件、裏面にまいりまして、生涯学習課取扱分4件となっております。

まず、庶務課の取扱分でございますが、日本児童・青少年演劇劇団協同組合が実施をいたします、「2017年、第45回夏休み児童・青少年演劇フェスティバル」。

指導課取扱分につきましては、一般社団法人DAC未来サポート文化事業団が実施をいたします、「第5回 親子の日 絆 (KIZUNA) コンクール」。一般社団法人全日本ピアノ指導者協会が実施をいたします、「第40回ピティナ・ピアノコンペティション コンチェルト入賞者記念コンサート」。公益財団法人東京都歴史文化財団が実施をいたします、「Music Program TOKYO Workshop Workshop! ～国際連携企画～」でございます。

裏面、生涯学習課取扱分でございますが、台東書道連盟が実施をいたします、「第67回台東書道展」。台東区写真連盟が実施をいたします、第35回台東区写真教室OB会 写真作品展。台東川柳人連盟が実施をいたします、「平成29年 朝顔川柳句会」。家庭倫理の会台東区が開催いたします、「家庭倫理講演会」の4件となっております。

事業の内容・実施日・場所につきましては、資料に記載のとおりでございます。

いずれも、継続案件となっております。

よろしく願いをいたします。

○矢下教育長 ただいまの報告につきまして、まずは報告事項、庶務課のイについて、何かご質問はございませんか。

(なし)

○矢下教育長 次に、報告事項、庶務課のウについて、何かご質問はございませんか。

(なし)

○矢下教育長 それでは、庶務課のイ及びウについては、報告どおり了承いたします。

### (3) 放課後対策担当 才

○矢下教育長 次に、放課後対策担当の才について、放課後対策担当課長、報告をお願いします。

○放課後対策担当課長 それでは、こどもクラブの定員変更について、ご説明いたします。資料は7をご覧ください。

項番1の内容でございます。来年度4月からのこどもクラブ入会申請につきましては、こどもクラブ全体で約1,200件ございました。今年度のこどもクラブ全体の定員は、橋場こどもクラブを除きますと1,165人でございます。こどもクラブによりましては、申請が定員を上回っておりまして、全体としては待機児童数が今年度よりも多くなるのが想定さ

れるところでございます。

申請が定員を上回っている施設のうち、保育室の面積や保育環境の維持などの観点から定員を増やすことが可能な二つのこどもクラブにつきまして、資料のとおり、平成29年度の定員を変更いたします。

竜泉こどもクラブは10人増の80人。金竜こどもクラブは5人増の55人といたします。

なお、橋場こどもクラブにつきましては、今年度末をもって廃止し、玉姫こどもクラブと統合となりますので、現行定員45人は来年度は皆減となります。橋場こどもクラブの受け皿といたしましては、今年度から石浜小学校内で定員のない放課後子供教室をモデル実施しております。来年度はA登録62人、こどもクラブと保育内容が同等のB登録84人の申請が現在のところございます。

項番2の規則改正でございます。恐れ入ります、裏面をご覧ください。

名称と定員を定めました関係の施行規則を新旧対照表のように改正をいたします。

付則のところ、施行日を平成29年4月1日としております。

恐れ入ります、表面にお戻りください。

項番3は、施行日を定めたものでございます。

説明は以上でございます。よろしく願いをいたします。

○矢下教育長 ただいまの報告につきまして、何かご質問はございませんか。

○高森委員 橋場こどもクラブは旧定員45人のうち、今年は何人ぐらい利用していたのでしょうか。

○放課後対策担当課長 橋場こどもクラブにつきましては、今年度は現在のところ23人のご利用がございます。全部、石浜小学校のお子さんでございます。

○高森委員 ちなみに、その23人は石浜小の放課後子供教室には申し込みをする方向でしょうか。

○放課後対策担当課長 その23人のうち18人の方が現在お申し込みになられていらっしゃいます。そのほかの方は、3年生ということですので自立をされるというような、そのような形になるものと保護者様のアンケートからは推察がされます。

○矢下教育長 よろしいですか。

(なし)

○矢下教育長 それでは、放課後対策担当のオについては、報告どおり了承願います。

#### (4) 指導課 キ

○矢下教育長 次に、指導課のキについて、指導課長、報告をお願いします。

○指導課長 それでは、資料9をご覧ください。平成29年度始業式・終業式等の日程の変更についてでございます。

先の定例教育委員会で、29年度の始業式・終業式等の日程についてはご承認を賜りまし

たが、この度、諸般の事情により、中学校の卒業式につきまして、日程の変更が必要な状況が生じたので、平成30年3月20日火曜日となっていたところを、平成30年3月19日、月曜日と変更させていただきたいと考えております。

ご承認賜りますよう、よろしくお願いたします。

○矢下教育長 ただいまの報告につきまして、何かご質問はございませんか。

(なし)

○矢下教育長 それでは、指導課のキについては、報告どおり了承願います。

### 3 その他

○矢下教育長 その他、何かございますでしょうか。

○樋口委員 最近のニュースで、西宮の保育園で問題があったことは、皆さんもご存じだと思いますが、定員を超過していた分については全くプライベートに募集していて、なおかつ、子供に対しての給食の対応や室温管理について全く規定外のルールで行われていて、さらには、市が園長に説明を求めるために招聘したら来なかったという、とんでもないことが起きているわけです。

本区ではそんなことは絶対ないと思うのですが、このような保育園が現実にあったわけですから、補助金を出している保育園等に対してのこちらの管理ないしは監督というのは、どのようなルールで行われているのか教えていただけますか。

○児童保育課長 まず、区内にございます保育施設については、認可保育園については東京都の認可基準。それから、小規模保育所、事業所内保育所といわれる家庭的保育事業につきましては、本区が認可権者となっております。

両方の施設に共通しているのは、子ども・子育て支援法に基づく公的な給付費の支払い施設ということになりますので、この支払いの確認という部分については、児童保育課のほうで、区の所管事項という形で行っております。今回、庶務課長から組織改正の部分でご紹介があったように、保育施設についての指導・監督等は、本区の場合は教育委員会内にある児童保育課が実務をとり行うことになります。

現行でございますが、今回のニュースを受けまして、チェック体制の部分について確認をしたところ、まず、保育士の部分については、毎月保育士の名前を書いた名簿を提出させております。今回、事件があったところについては、架空の名前を使って請求をしていたということがございますので、私たち認可の関係では免許状とその当該職員の名前が一致していることまで確認をして、給付費をお出ししておりますが、悪意を持ってこういった文章の差し替えがされているというところは、確かに現地確認をせざるを得ないというところはあるかと思っております。

また、定員数につきましては、利用調整権を本区が持っておりますので、そこでの空き状況は毎月必ず確認をしております。定員に空きがあつて、かつ利用調整する人員がいな

い場合に限って、園長が園の方針に基づいて入園させることができると、そういう条件になっておりますが、区内では現在ございません。全て利用調整にかけているという状況は確認してございます。

○樋口委員 室温管理や給食についてのチェックはどうなのですか。

○児童保育課長 保育日誌というものを各園はつけております。この中に保育環境の状況、お子さんの状況を書き込むようになってございますので、そこと現場に実際に出向いたときに確認をしていくという作業をしているところでございます。

○学務課長 補足ですが、区立こども園、それから民設こども園も1園ございますが、どこも今日はこういう給食を出していますという展示を必ずしております、保護者の方は必ずそれを見ることができる体制をきちんととっております、西のほうで起きた事件のようなことはございません。

○樋口委員 わかりました。

○矢下教育長 それでは最後に、人事異動で教育委員会から異動される神部次長、前田課長、上野課長、柴崎課長よりご挨拶をいただきたいと思います。

神部次長から順にお願いいたします。

(挨拶)

○矢下教育長 以上をもって本日予定された議事日程は全て終了いたしました。

これをもちまして本日の定例会を閉じ、散会いたします。

午後3時42分 閉会